

○財務省告示第九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年十二月八日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年一月七日
財務大臣 麻生 太郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその 法律の根拠	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格
利付国庫債券（十年）（第三百四十回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	募集取扱機関による募集の取扱 いによる発行	円 額 面 金 額 で 二 十 九 億 千 八 十 五 万	円 二 十 九 億 四 千 五 百 十 九 万 八 千 三	五 十 万 円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成二十七年十二月八日	額面金額百円につき百一円十八

十一
十二
の経過
払込み
利率

年〇・四パーセント
各募集取扱機関は、払込金額に
加え、次の算式により算出した
金額を第十八号に規定する期日
に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4}{100} \times \frac{79}{365}$$

十三
初期
利率

平成二十八年三月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4}{100} \times 1$$

十四
第二期
以後の
利率

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する

十五
償還
償還
元利支
払場所
払込期
日

平成三十七年九月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十八
払込
期日

平成二十七年十二月八日